

重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人 和福社会
グループホーム庄の里
「和らぎの家」

重要事項説明書

(グループホーム庄の里「和らぎの家」)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第3390201121号)

〔目 次〕

1. 事業の目的と運営方針	3
2. 事業者の内容	3
3. サービスの内容	4
4. 入退居に当たっての留意事項	5
5. サービス利用に当たっての留意事項	5
6. 退所の手続き	5
7. 利用料金	6
8. 利用料金のお支払方法	9
9. 緊急時の対応	9
10. 協力医療機関等	9
11. 非常災害対策	10
12. 守秘義務に関する対策	10
13. 個人情報の保護について	10
14. 地域との連携	11
15. 苦情相談窓口	12
16. 事故発生時の対応	12
17. 身体拘束の禁止	12
18. 虐待の防止に関する事項	13
19. 業務継続計画の策定等について	13
20. 損害賠償について	13
21. その他の留意事項	13

1. 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、少人数での共同生活介護において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

提供できるサービスの地域

事業所名	グループホーム 庄の里「和(やわ)らぎの家」
指定番号	3390201121
所在地	〒701-0111 岡山県倉敷市上東819番1
管理者の氏名	高木 勇輝 (たかき ゆうき)
電話番号	086-462-3111
FAX番号	086-462-3388
サービスを提供する地域	倉敷市
入居定員	18名 (1ユニット9名×2)

事業所の従業者体制 (1ユニットあたり)

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	常勤 1名 (ユニットの兼務)	従業者の指揮命令。利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を行う。事業運営・事務の統括。 苦情解決責任者。
ユニットリーダー	常勤 1名	管理者の補佐。ユニットの運営。職員の指導。 苦情を受け付け、調整する。
計画作成担当者	常勤 1名 (他職種との兼務)	利用者の共同生活介護計画の策定・管理。
看護師	非常勤 1名 (ユニット及び他職種との兼務)	利用者に対する健康管理。医療機関との連絡・調整。
介護職員	常勤及び非常勤 7名以上	利用者の日常生活全般にわたる援助及び介護

職員の勤務体制 (標準的時間帯における配置)

職 種	常勤・非常勤の別	勤務体制	勤 務 時 間	備 考
管理者	常 勤	日 勤	8:30~17:30	8時間
計画作成担当者	常 勤	日 勤	8:30~17:30	8時間
介護職員 (介護福祉士)	常 勤・常勤パート	早出	6:30~15:30	8時間

看護職員 (看護師)	常勤・常勤パート	日勤	8:30～17:30	8時間
	常勤・常勤パート	遅出1	11:00～20:00	8時間
	常勤・常勤パート	遅出2	13:00～22:00	8時間
	常勤・夜勤パート	夜勤	21:45～6:45	8時間
介護職員 (介護福祉士) 看護職員 (看護師)	パート	日勤	8:30～17:30	8時間
	パート	日勤短1	7:30～16:30	8時間
	パート	日勤短2	9:30～18:30	8時間
	パート	日勤半	7:30～12:30	5時間
	パート	早出短	9:00～13:00	4時間
	(夜勤専門)パート	夜勤	21:45～6:45	8時間

※その他、運営上必要な場合は、上記以外の勤務時間による勤務があります。

設備の概要

居室	利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド・枕元灯を備品として備えます。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。
食堂	利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子や食器類などの備品類を備えます。
その他の設備	設備としてその他に、居間、台所、浴室等の設備を設けます。

3. サービスの内容

【日常生活上の援助】

食事、入浴、排せつ等の援助を行うと共に、自立を促し利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

【健康状態の確認】

管理者、看護師が介護職員と協力して、主治医又は医療機関と連携して、健康管理を行います。

【相談・助言等に関すること】

認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案し、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、相談や助言を行います。

【行政機関に対する手続きの代行及び関係機関との連絡、調整】

介護保険の更更新手続き、紛失時等の再発行手続き、民生委員や町内会等及び行政機関や高齢者支援センター等の機関と連携し、地域との関りや適切な運営が行えるように取り組みます。

【その他】

その他、関連する内容において、連携・調整を行います。

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 入居に当たっての留意事項

入居に際しては、要介護状態又は要支援状態（要支援2の認定を受けた者）であって、主治医等により認知症の状態にあることの診断を得ている必要があります。又、少人数による共同生活を営むことに支障がない方で、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (ア) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
- (イ) 認知症に伴う著しい行動障害がある場合
- (ウ) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、管理者その他の従業者による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ② 利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③ 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④ 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

6. 退所の手続き

(1) 次の事由に該当した場合は、退所していただく場合があります。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が、正当な理由なく利用料を3ヵ月以上滞納した場合。
- ② 利用者が病院等に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後50日を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ③ 利用者が、契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者又はそのご家族が、他の利用者又は施設職員に対し以下のようなハラスメント行為を行った場合
 - ・個人に対する暴言、暴力
 - ・個人に対する威迫、脅迫
 - ・個人の人格を否定する発言
 - ・サービスに対する過剰または不合理な要求
 - ・合理的理由のない謝罪の要求
 - ・施設職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ・合理的範囲を超える時間的、場所的拘束
 - ・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し
 - ・プライバシー侵害行為
 - ・セクシャルハラスメント行為（不必要な性的な言動・不必要な身体への接触・不必要な性的な行為）
 - ・人種差別的な言動又は行為があった場合
 - ・その他、各種ハラスメント行為

- ⑤ 利用者が自傷行為や自殺のおそれが極めて高く施設においてこれを防止できない場合。
 - ⑥ 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合
- (2) 次の事由に該当した場合は、この契約はその翌日から自動的に終了いたします。
- ① 利用者が他の介護保険施設に入居した場合、もしくは介護医療院に入院した場合。
 - ② 利用者が死亡された場合。
 - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、当施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の紹介。
- ② 居宅介護支援事業者の紹介。
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

7. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護及び法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

		1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	要支援2	749円/日 (23,219円)	1,498円/日 (46,438円)	2,247円/日 (69,657円)
	要介護度1	753円/日 (23,343円)	1,506円/日 (46,686円)	2,259円/日 (70,029円)
	要介護度2	788円/日 (24,428円)	1,576円/日 (48,856円)	2,364円/日 (73,284円)
	要介護度3	812円/日 (25,172円)	1,624円/日 (50,644円)	2,436円/日 (75,516円)
	要介護度4	828円/日 (25,668円)	1,656円/日 (51,336円)	2,484円/日 (77,004円)
		要介護度5	845円/日 (26,195円)	1,690円/日 (52,390円)
	初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
	入院時費用	246円/日	492円/日	738円/日
	退居時相談援助加算	400円/回	800円/回	1,200円/回

加算額等

夜間支援体制加算	50 円/日 (1,550 円)	100 円/日 (3,100 円)	150 円/日 (4,650 円)
医療連携体制加算 I イ	57 円/日 (1,767 円)	114 円/日 (3,534 円)	171 円/日 (5,301 円)
医療連携体制加算 I ロ	47 円/日 (1,457 円)	94 円/日 (2,914 円)	141 円/日 (4,371 円)
医療連携体制加算 I ハ	37 円/日 (1,147 円)	74 円/日 (2,294 円)	111 円/日 (3,441 円)
医療連携体制加算 II	5 円/日	10 円/日	15 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	400 円/日	600 円/日
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日 (3,720 円)	240 円/日 (7,440 円)	360 円/日 (11,160 円)
認知症専門ケア加算 (I)	3 円/日 (93 円)	6 円/日 (186 円)	9 円/日 (279 円)
認知症専門ケア加算 (II)	4 円/日 (124 円)	8 円/日 (248 円)	12 円/日 (372 円)
認知症チームケア加算 (I)	150 円/月	300 円/月	450 円/月
認知症チームケア加算 (II)	120 円/月	240 円/月	360 円/月
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円/日 (682 円)	44 円/日 (1,364 円)	66 円/日 (2,046 円)
サービス提供体制強化加算 (II)	18 円/日 (558 円)	36 円/日 (1,116 円)	54 円/日 (1,674 円)
サービス提供体制強化加算 (III)	6 円/日 (186 円)	12 円/日 (372 円)	18 円/日 (558 円)
看取り介護加算	①72 円/日	①144 円/日	①216 円/日
	②144 円/日	②288 円/日	②432 円/日
	③680 円/日	③1,360 円/日	③2,040 円/日
	④1,280 円/日	④2,560 円/日	④3,840 円/日
協力医療機関連携加算 (1)	100 円/月	200 円/月	300 円/月
協力医療機関連携加算 (2)	40 円/月	80 円/月	120 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(1)	10 円/月	20 円/月	30 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(2)	5 円/月	10 円/月	15 円/月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1か月の介護費と加算の合計額×18.6%の1割	1か月の介護費と加算の合計額×18.6%の2割	1か月の介護費と加算の合計額×18.6%の3割
生産性向上推進体制加算	10円/月	20円/月	30円/月

*括弧内は31日分の金額。

*初期加算…入居した日から起算して30日以内について算定。

*入院時の体制加算…病院又は診療所への入院を要した場合において、3か月以内に退院が見込まれる時は、退院後の再入居の受入る体制を整えている（1か月に6日を制限とする）

*退居時相談援助加算…退居後、居宅サービス等を利用する時に1回のみ算定。

*医療連携体制加算（Ⅰ）イ・ロ・ハ（Ⅱ）…要支援2は対象外。

*協力医療機関連携加算…入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護師が相談対応を行える体制

*認知症行動・心理症状緊急対応加算…入居日から7日以内について算定

*若年性認知症利用者受入加算…40歳以上65歳未満の方を対象に、入居日から7日以内について算定。認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

*認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）…いずれか1つ算定。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）…いずれか1つ算定。

*看取り介護加算…要支援2は対象外①死亡日以前31日以上45日以下②死亡日以前4日以上30日以下、③死亡日の2日又は3日、④死亡日について算定

その他の費用

(1) 理美容代 カット/1700円 カット+カラー/4700円

(2) おむつ代

①テープ止オシメ……1,650円

②リハビリパンツ……1,600円

③ビッグパッド……1,200円

④パットワイド ……1,500円

⑤尿とりパッド…… 370円

(3) 日常生活費 実費

(4) 寝具リース費 2,046/月（31日） 66円/日

(5) ラバーシーツ（使用ごとに） 90円/枚

(6) 電気代 1,550円/月（31日） 50円/日

(7) 居住費 46,500円/月（31日） 1,500円/日

※月の中途での入退居の場合は、原則日割り計算としますが、退居に際し月15日以上利用の場合は全額負担とします。

(8) 食材費 46,500円/月（31日） 1,500円/日

（朝食 350円 昼食 600円（おやつ代を含む）夕食 550円）

(9) 管理費 21,700円/月（31日） 700円/日

※共有の設備・備品の修理、共益費として使用します。

(10) 預り金 100,000円

（退居時、居室の修繕費等にて利用。残金に関しては、お返しいたします。）

※入院、外泊期間中においても、居住費及び管理費はご負担して頂きます。

1. 領収証の再発行は致しかねますので、毎月保管頂きますようお願いいたします。

④ 利用料金のお支払方法

前記 5 (1) (2) (3) の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月 18 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 中庄支店 普通預金 1451519

口座名：社会福祉法人 和福社会

グループホーム庄の里「和らぎの家」

管理者 高木 勇輝

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： 中国銀行のみ翌月 18 日引落としいたします。

日・祝祭日などにかかる場合は、後の銀行営業日とします。

⑤ 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

⑥ 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

医療機関名 所在地	医療法人 望 いわもとクリニック 岡山県倉敷市上東1056番1
医療機関名 所在地	医療法人 和香会 倉敷スイートホスピタル 岡山県倉敷市中庄3542番1
医療機関名 所在地	医療法人 創和会 しげい病院 岡山県倉敷市幸町2番30
医療機関名 所在地	医療法人 岡山水清会 岡山水清会病院 岡山県岡山市北区西花尻1231-1

【協力歯科医療機関】

医療機関名 所在地	いなだ歯科医院 岡山県倉敷市西尾137-1
--------------	--------------------------

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

⑦ 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、

年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

⑧ 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

⑨ 個人情報の保護について（契約書第8条参照）

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供されるために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、利用目的の第3項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、次の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請してください。その際は利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

(1) 当施設内での利用目的

- ① 当施設がご契約者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求等に係る業務
- ③ 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
 - ◎ 入退居等の管理
 - ◎ 会計・経理
 - ◎ 事故等の報告
 - ◎ 利用者の介護サービスの向上
 - ◎ 施設の管理運営業務に必要な場合
 - ◎ 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - ◎ 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ
 - ◎ 事故防止のための各居室の表札使用

(2) 他の介護事業者および行政等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご契約者等に提供する介護サービス
 - ◎ ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
 - ◎ その他の業務委託
 - ◎ ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合
 - ◎ ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務
 - ◎ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ◎ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ③ 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等
- ④ 当施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等
- ⑤ 施設の管理運営業務に必要な場合

(3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的

- ① 社内外研修や事例研究
- ② 当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載
- ③ 当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示
- ④ 当施設が管理するインスタグラム・フェイスブック等、SNSへの掲載

個人情報の使用停止申請	
申請者	印
(続柄)	
社会福祉法人和福社会庄の里個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。	
(注) 該当する項目に○をつけて下さい。	
	社内外研修や事例研究に関しての利用停止
	当施設が発行する広報誌による氏名・生年月日・写真等の掲載等への利用停止
	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等への利用停止
	当施設が管理するインスタグラム・フェイスブック等、SNSへの掲載
	その他 ()

14. 地域との連携

サービスの提供にあたって、利用者及びその家族、地域包括支援センター、地域住民の代表等を委員とする運営推進会議を開催します。

運営推進会議の開催は概ね2ヶ月に1回以上開催し、委員に対し活動状況を報告するとともに、委員より評価を受け、要望、助言等を聞く機会を設けます。

地域住民等と連携、協力し、交流に努めます。

15. 苦情相談窓口・虐待相談窓口

※サービスに関する相談や苦情、虐待に関することについては、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 苦情受付担当者：各ユニットリーダー

苦情解決責任者：管理者

虐待相談窓口：管理者

ご利用時間：月～土曜日 9時～17時

ご利用方法 電話 086-462-3111

FAX 086-462-3388

※公的機関又は次の機関において苦情申し出ができます。

倉敷市介護保険課

所在地：岡山県倉敷市西中新田640

電話番号：086-426-3343

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：岡山県岡山市北区桑田町17-5

電話番号：086-223-8811

受付時間：8時30分～17時00分（土・日・祝日を除く）

16. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行ない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、その解消に向けた努力をします。

18. 虐待の防止に関する事項

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための指針を整備します。
- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ③ 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行えるように整備します。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の検討・分析を行い、再発防止に努めます。
- ⑦ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置し、定期的に虐待防止検討委員会を開催します。

19. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措

置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

21. その他の留意事項

①事業計画・財務内容等に関する資料については、随時閲覧できるよう整備しています。

②利用者本人は、提供された認知症対応型共同生活介護サービスに関する記録について、開示・閲覧することができます。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 〒701-0111 岡山県倉敷市上東819番1

事業所名 グループホーム 庄の里「和らぎの家」
(指定番号 3390201121)

管理者名 管理者 高木 勇輝 ㊞

説明者名 ㊞

私は、本書面に基づき、事業者から認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 〒 -

氏名 ㊞

<利用者代理人（選任した場合）>

住所 〒 -

氏名 ㊞

(続柄)

電話番号 () -

サービス利用者及び家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに家族を代表し同意しました。

家族代表者

住所 〒 -

氏名 ㊞

(続柄)

電話番号 () -